神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第23号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前	
別表第1 (第21条関係)				別表第1 (第21条関係)		
((1) 地区計画の区域			1) 地区	計画の区域	
		区域			区域	
	[略]	[略]		[略]	[略]	
	(86)	[略]		(86)	[略]	
	(87)	都市計画法第20条第1項				
		の規定により告示された				
		神戸国際港都建設計画神				
		戸複合産業団地南地区地				
		区計画の区域のうち、地				

区整備計画が定められて いる区域(次表において 「神戸複合産業団地南地 区地区整備計画区域」と いう。)

(2) [略]

(2) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2 (第22条―第27条の2、第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)		(1)
		計画地区		制 限
		の区分	制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(86)	[略]	[略]	[略]	[略]
(87)	神戸複合	製造工業	建築物の用	(1) 公衆浴場
	産業団地	等施設地	途の制限	(2) 法別表第2(に)項第5号に掲げ
	南地区地	区		る建築物
	区整備計			(3) 畜舎
	画区域		壁面の位置	建築物の外壁等の面から道路境界線
			の制限	及び敷地境界線までの距離は、次の
				(1)又は(2)に掲げる境界線の区分に
				応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める
				距離以上とすること。
				(1) 計画図表示の道路境界線 3メ
				ートル
				(2) 敷地境界線 2メートル
		流通業務	建築物の用	(1) 法別表第2(に)項第4号に掲げ
		施設地区	途の制限	る建築物
				(2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げ
				る建築物
			壁面の位置	建築物の外壁等の面から道路境界線
			の制限	及び敷地境界線までの距離は、次の
				(1)又は(2)に掲げる境界線の区分に
				応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める

改正前

別表第2(第22条一第27条の2、第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)		(イ)
		計画地区		制限
		の区分	制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(86)	[略]	[略]	[略]	[略]

	距離以上とすること。	
	(1) 計画図表示の道路境界線 3メ	
	ートル	
	(2) 敷地境界線 2メートル	
備考 [略]		備考 [略]
(2) [略]		(2) [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。